

1. 財政安定化基金の取り崩しに係る平成24年度の対応について

各都道府県に設置している財政安定化基金は、貸付額が近年大きく低下してきており、本来の目的に必要な積立額を確保しても、なお、一定の取り崩しが可能な状況にあるとして、会計検査院から財政安定化基金の取り崩しを行うよう指摘を受けたほか、介護保険部会などにおいても、財政安定化基金を取り崩して、介護保険制度の中で有効に活用することも必要ではないかといった指摘があったところ。

このため、昨年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」により、介護保険法の一部を改正し、平成24年度に限り、財政安定化基金を取り崩すことができることとし、その取り崩した額の3分の1に相当する額を国に返納することとしたところである。

これらを踏まえ、昨年7月に開催した全国会議において、財政安定化基金の取り崩しに係る考え方を提示し、現在、各都道府県において取り崩しに係る所要の手続きを行っていただいているところである。

具体的な国への返還時期等の所要の手続きについては、追って決定の上、通知する予定としているので、ご了知の上、引き続き事務処理の円滑な実施に協力をお願いします。

2. 各都道府県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務について

都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、介護保険法第176条において介護保険制度における苦情処理機関として明確に位置付けられており、保険者で取り扱うことが困難なものや相談者が国保連合会での処理を希望する場合など、国保連合会は苦情処理機関として極めて重要な役割を担っている。さらに「運営基準」においては、国保連合会の事業者に対する指導及び助言の権限がうたわれるとともに、指導・助言を受けた改善内容の国保連合会への報告義務が盛り込まれている。

国保連合会に寄せられたサービス利用者、従事者等からの苦情及び通報情報等は、介護給付適正化事業においても重要な情報となり得るため、引き続き、各都道府県におかれては、国保連合会が実施している苦情処理業務について財政面も含めた適切な支援及び協力を行っていただくとともに（国保連合会が実施してい

る苦情処理業務に係る費用については、平成15年度より一般財源化され、毎年度、地方交付税の基準財政需要額への算入のため、総務省へ所要見込額を提出しており、各都道府県に対して所要の財源が措置されているところ）、国保連合会と情報の共有化を図り、苦情及び通報情報等の的確な把握及び分析を行い、それらの情報を介護給付適正化事業に活用していただきたい。

介護保険法

第176条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

(中略)

- 二 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

(後略)

指定居宅サービス等の人員の基準、設備及び運営に関する基準

第36条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(中略)

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

3. 給付費負担金及び調整交付金の適正な交付について

会計検査院による平成22年度決算検査報告において、介護給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金が過大に交付されている事例が指摘された。

介護給付費負担金については、平成18年度から、介護給付費等の区分（施設等分・その他分）に応じて、国庫負担割合が異なる取扱いとされたところであるが、今回の事例では、介護給付費等の区分を誤っていたり、平成17年度以前の